

常任委員会

第70号議案・宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてから第80号議案・指定管理者の指定についてまでの計11議案について、定例会2日目（12月9日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託され、

12月11日に各常任委員会で議案の審査が行われました。

審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 佐久間 優郎
副委員長 伊藤 勝美
委員 安藤 佳生・沼倉 啓介
平間 知一・四竈 英夫

◎白石市職員の配偶者同行休業に関する条例

この条例は、地方公務員法の一部改正により、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度が創設されたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

◎白石市手数料条例の一部を改正する条例

白石市スポーツセンターの指定管理者に、白石市体育協会を指定しました。（指定期間は平成27年4月1日から5年間）

〔質疑〕手数料を徴収している飼養の登録票とはどういうものか。
〔答弁〕許可を得て捕獲した鳥獣のうち、狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼う場合、県の登録を受けなければならない。県からの委譲事務で市が行うものである。

〔質疑〕手数料を徴収している飼養の登録票とはどういうものか。
〔答弁〕平成25年度の実績で利用者は2万116名、利用件数は約1千200件である。

〔質疑〕利用者数の状況は。
〔答弁〕平成25年度の実績で利用者は2万116名、利用件数は約1千200件である。

〔質疑〕出産育児一時金の支給額42万円に変更はないが、実際に出産した方への支給額に変更はあるのか。
〔答弁〕産科医療補償制度として産科医療機関への支払額が、3万円から1万6千円へ減額となる。実際の出産育児一時金は、39万円から40万4千円で、1万4千円の増額となる。

〔質疑〕施設を借りる時間帯は、午前・午後・夜間の3区分となっている。

〔質疑〕家族で手軽に利用できるよう、時間毎で区切る利用方法を検討できないか。

〔質疑〕ネット設備や準備体操も含め、3時間程度の利用を想定した区分である。
〔答弁〕今後、利用実態を調査し、時間毎での利用区分ができるかどうか検討したい。

〔質疑〕◎白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔質疑〕産科医療補償制度の掛金が変更になった理由は。
〔答弁〕この制度は、通常妊娠・通常分娩で1級または2級程度の障害を伴う医療事故が発生した場合に支払われる補償制度である。その医療事故が少なく、剩余金があることから、国の社会保障審議会医療保険部会において、掛金の見直しが行われた。

〔質疑〕この条例は、健康保険法施行令の一部改正、国の社会保障審議会医療保険部会における産科医療保障制度の掛金改正及び出産育児一時金の総額維持（42万円）の決定に伴い、条例の一部を改正するもので

